

紀の川市が結婚新生活のスタートを応援します！

紀の川市結婚新生活支援事業 7/1から受付開始

紀の川市が、若いお二人の結婚新生活を応援します！

紀の川市で新婚生活をスタートする新婚世帯を応援するため、結婚に伴う新生活費用「住居費・引っ越し費用」の一部を助成します。

若者の定住促進を図るため、また少子化対策の一環として実施するこの応援事業は、今年度が3年目の実施です（和歌山県内では、紀の川市・和歌山市・由良町が同様の事業を実施しています）。

基本の補助金額は、最大12万円（転入者は加算される場合があります）。平成31年4月1日以降に結婚し、紀の川市内で新生活を送る夫婦で、かつ婚姻時に夫婦とも34歳以下で、夫婦の合計所得が340万円未満の人などが対象です。

受付開始は7月1日（月）からで、紀の川市役所地域創生課（本庁3階）で申請受付します。

令和元年度 紀の川市結婚新生活支援事業

12万円
紀の川市

Happy Wedding

紀の川市が、若いお二人の結婚新生活を応援するため、住居費や引っ越し費用などの経費の一部を助成します！

【補助上限額】
最大12万円
※転入者は、加算される場合があります

【補助対象】
・住居費
・引っ越し費用
※平成31年1月1日以降に支払った費用

【対象者】
夫婦とも34歳以下で、合計所得340万円以下など
※ほかにも、要件があります。

■申請受付：令和元年7月1日～

※くわしい要件や申請方法などは裏面をご覧ください →

【問い合わせ】紀の川市 企画部 地域創生課
TEL 0736-77-5077

住いも 甘いも
紀の川市

「住いも甘いも…結婚も紀の川市！」と、みなさんから選ばれるまちを目指します。

【令和元年度 紀の川市結婚新生活支援事業 概要】

- 基本となる補助額：12万円（上限）
- 加算される補助額：転入者の場合、1人あたり上限額2万円（夫婦のみ）
- ※転入者…婚姻日の前後6か月の間に市外から転入した人
- ※基本となる補助金の対象経費で12万円を超えた分が対象
- 受付期間：7月1日～令和2年3月31日まで（先着順）※予算額に到達（約20組）した時点で受付終了
- 対象要件：平成31年4月1日以降に結婚し、紀の川市内で新生活を送る夫婦／婚姻時に夫婦とも34歳以下／夫婦の合計所得（平成30年分）が340万円未満 などの要件があります。
- 対象経費：平成31年1月1日以降に支払った「住居費と引っ越し費用」
- 受付場所：紀の川市役所 地域創生課（本庁3階 カウンター32）

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 企画部 地域創生課 担当：峰田・西川

TEL:0736-77-2511（内線3202）FAX:0736-77-4910 E-MAIL:k030800-001@city.kinokawa.lg.jp